

令和5年3月22日
うきは市告示第18号

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の活性化と将来に向けた若者の移住・定住に資することを目的とし、市が福岡県立浮羽究真館高等学校（以下「浮羽究真館高校」という。）に通学するために生徒の保護者が支払う下宿等の家賃に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 下宿等 浮羽究真館高校の生徒が通学のために賃貸借した下宿、間借り、民間の賃貸住宅及び学生寮をいう。ただし、入居する生徒の3親等以内の親族等が所有する持家等に居住するものを除く。
- (2) 家賃等 賃貸物件の賃貸借契約等に基づく物件及び寮の使用における対価として支払う賃借料及び舎費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、遠距離等の理由により自宅からの通学が困難なため、うきは市内の下宿等から浮羽究真館高校に通学する生徒の保護者とする。

(補助対象期間)

第4条 補助の期間は、補助金を交付することを決定した日の属する月から、その年度末までとする。ただし、同一生徒に対する補助対象期間は、生徒の在学する正規の最短就学期間を修了する月までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、下宿等の家賃等（共益費、食費、光熱水費、生活雑貨、エアコン使用料、敷金、礼金、入寮費等を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 1箇月当たりの補助金の額は、補助対象経費の月額が2万円を超えないときは、当該超えない額とし、補助対象経費の月額が2万円を超えるときは2万円とする。

ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 下宿等における賃貸借契約書等の写し又はそれに準ずるもの
- (2) 浮羽究真館高校の在学証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定した者（以下「補助対象者」という。）に対して、浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の変更等)

第9条 前条の通知を受けた者は、第7条の規定により提出した申請の中止又は補助金の交付決定の通知を受けた内容から次の各号に掲げる変更があるときは、速やかに浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金中止・変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更で補助金額に変更を及ぼすとき。
- (2) 家賃の支払を中止するとき。
- (3) その他家賃の支払内容に重要な変更があるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し中止・変更を承認するときは浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金中止・変更決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条の条件に該当しなくなったとき。

(3) その他補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの告示の規定に反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金中止・変更決定通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（事業実績報告及び補助金の請求）

第11条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助対象期間の終了後20日以内に、浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金実績報告書兼補助金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し又は支払がわかるもの

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは速やかに補助金を交付するものとする。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金中止・変更申請書
[別紙参照]

様式第4号(第9・10条関係)

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金中止・変更決定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第11条関係)

浮羽究真館高校生徒下宿等費用支援補助金実績報告書兼補助金請求書
[別紙参照]